

令和3年度 豊明市老人福祉センター指定管理者審査委員会議事要旨

- ◇日 時 令和3年8月3日(火) 午後1:30~2:35
- ◇場 所 豊明市役所 新館1階 会議室4
- ◇出席者 世古留美、伊藤昌司郎、川村洋司、吉川継悦、田中方士、
萩原啓一、藤井和久、小串真美、伊藤正弘
- ◇欠席者 無し
- ◇指定管理者 社会福祉法人豊明市社会福祉協議会 原田一也、松永充生
- ◇事務局 浅井俊一、松村清子、夏目和茂 (以上、敬省略)
- ◇傍聴の可否 不可
- ◇議 題 (1) 令和2年度指定管理実績報告について
(2) 令和2年度管理運営の年次評価(モニタリングレポート)
について
(3) 令和3年度指定管理者事業計画について

議題に入る前に

- 1 委員9名のうち全員出席のため会議は成立する事を報告。
- 2 当会議は審議する内容に企業ノウハウが含まれているため非公開とする。
- 3 変更委員の紹介(自己紹介)

◎議 題

(1) 令和2年度指定管理実績報告について

指定管理者(社会福祉法人豊明市社会福祉協議会)より老人福祉センター利用実績報告書の令和2年度分について説明がなされ、承認を得る。

【概 要】

- ・利用者数は新型コロナウイルスの影響から254日間の開館にとどまったため15,768人と激減し、1日の平均利用者数は62人であった。
- ・新型コロナウイルス対策としては4・5月の2ヵ月間は休館とし、風呂については6月にかけても休止措置を取った。その後も入館時には手指消毒や検温の徹底等を行い、感染予防対策を実施した。
- ・風呂の利用は3,357人で、1回当たりの入浴は男女ともに1時間当たり5人で行った。ロビーの利用はなるべく避けてもらい1,686人だった。

- ・趣味教室は11事業で1,911人の参加があり、趣味講座は3事業開催し201人であった。老人クラブの趣味クラブについては5事業で延べ1,415人の参加があり、らくらす事業は延べ3,955人が介護予防事業に取り組んだ。

次に指定管理者より、令和2年度豊明市老人福祉センター指定管理委託（豊明市社会福祉協議会）収支報告書について報告がなされ、承認を得る。

【概要】

- ・収入は豊明市からの指定管理委託料と、若干の物販収入である。
- ・支出は人件費が約半分を占め、その他主なものは陶芸会館を含んだ水光熱費、講師への謝金、照明器具等の修繕費、作品展の委託費、風呂の検査代などである。

併せて、令和2年度豊明市社会福祉協議会一般会計資金収支決算書についても説明がなされ、承認を得る。

【概要】

- ・貸付事業受託金収益が前年度に対し大幅に増えているのは、新型コロナウイルス対策に関する貸付事業における事務費交付金が、愛知県社会福祉協議会より交付された事によるものである。
- ・その他の基金において基金取り崩しがあったのは、豊明市からの指定管理料が入金されるまでの間に内部資金として職員への給与支払いを行うために取り崩したものである。

質疑・応答等

Q：収入決算額と精算後の委託金額との差異は何か。

A：陶芸会館の光熱水費に関して年度協定の中で精算する事になっており新型コロナウイルスの影響で会館の利用が減った事から戻入してもらったものである。

Q：新型コロナウイルスの影響で来館者や施設の利用が減っているのであれば、経費も削減できるのではないのか。

A：利用者が多くても少なくてもボイラーは作動させるし、完全停止が出来ないので経常経費は変わらない。

Q：人数制限に応じて経費を削減出来るところはどこか。

A：機械室にあるボイラーが老人福祉センターのためだけに作動させられれば経費削減も可能だが、福祉体育館の空調設備やシャワー等にも活用されるものであるため分離操作が出来ない。

また現在福祉体育館を指定管理している業者は、かつて老人福祉センターを含めた福祉体育館全体を指定管理していた経緯がありこのような問題は起きなかった。今は福祉体育館と老人福祉センターで持ちつ持たれつの関係になる点は懸案事項だが、打開策もないのが現状である。

Q：ボイラー作動に係る経費の案分はしていないのか。

A：していない。空調設備やシャワー等の経費は福祉体育館で、風呂の経費は老人福祉センターが持っている。

Q：指定管理委託料については社会福祉協議会が積算するのか、それとも市で積算するのか。

A：指定管理委託料については5年間の期間において必要経費を等分に割り当てた金額でお願いしている。社会福祉協議会として収益が出ればそれを経費に充ててもらうが、中々収益が出る事業ではないため運営は委託料でやりくりしてもらっている。

(2) 令和2年度管理運営の年次評価（モニタリングレポート）について

事務局より令和2年度のモニタリングに基づき、モニタリングレポート（年次評価報告書）について説明。

【概要】

- ・業務履行の確認・評価については適正な施設の運営・維持管理が行われている。
- ・サービスの質に関する評価については、提供するサービスの水準が確保されておりサービスの向上が図られていた。
- ・サービス提供の継続性・安定性に関する評価については、健全な収支状況のもとサービスが提供されており団体の経営状況は健全である。

質疑・応答等

Q：老人福祉センター内が暗いので、もう少し明るくして欲しい。

A：照明器具や壁の工夫等により採光を検討していきたい。

また、団体の経営に関する事項については社会福祉協議会における一般会計資金収支決算書の分析を事前に萩原委員に依頼しており、

『豊明市社会福祉協議会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業活動計算書を見ると、主に受託金・介護保険事業・障害福祉サービス等事業の収益が増大して収益の合計額が増加している。人件費・事業費・事務費の費用の合計額も増加しているが、収益から費用を差し引いた経常損益はプラスとなっているので良い傾向であると思われる。そして貸借対照表については資産から負債を差し引いた純資産が前年より増加して計上されているため、財政状態は前年同様に問題はない』……との分析結果報告を受けた。

<採 決>

令和2年度の指定管理実績報告と管理運営の年次評価に基づき、資金収支決算書の分析結果も問題なしとの意見を受け、指定管理者の経営状況については一同異議なしという事で承認される。

なお審査委員会のコメントとしては、

「新型コロナウイルス感染拡大防止に努める中、一時閉館や時間短縮や人数制限等を施しながら、可能な限り高齢者の健康増進及び教養の向上を供与している。施設の老朽化に伴い各所経年劣化が目立つ中でも適宜修繕し、来館者が快適に利用できるように処置されている。また各種関係機関と連携協力し、認知症サポーター養成講座を初めとする地域社会との協働事業も行われ、適正な経理処理と共に総じて健全な管理運営が出来ている。」

とし、年次評価と合わせて評価を得た。（モニタリングレポート（年次評価報告書）については別添参照）

(3) 令和3年度指定管理者事業計画について

令和3年度老人福祉センター事業運営計画書等について指定管理者より説明。

【概要】

- ・運営方針として、高齢者が健康な生活を楽しむ事が出来るよう今後も生きがいがづくりに利用してもらえる施設運営に努めていく。
- ・委託事業については10教室・3講座を実施していく。芸能発表会は新型コロナウイルス感染拡大を回避するため中止を決めた。
- ・自主事業については、年間を通じて多種多様な展開をしていく。
- ・施設の安全性や維持管理については、ボイラー管理業務や保守点検を引き続き年2回行っていくと共に、風呂の清掃消毒や年2回の水質検査も行っていく。なお風呂は新型コロナウイルス感染拡大や対策に留意し、週3回の利用で進めたいと考えている。
- ・利用者のニーズ把握やサービス向上や利用者促進計画についてはアンケートを実施し、今後の事業に活かすよう検討する。

◎その他

豊明市老人福祉センター指定管理者審査委員会書面会議について

事務局より豊明市老人福祉センター指定管理者審査委員会書面会議実施要領案について説明。

【概要】

- ・新型コロナウイルスの影響により対面での審議が出来ない場合などに、実施要領案に掲げる要件に該当する議題に限り書面で委員の意見を聞き、委員会の議決に代える事が出来るとするものである。
- ・委員長は回答期日を指定して議案書と書面表決書を全委員に送付し、過半数の同意をもって議決とする。

質疑・応答等

Q：実施要領案の第2条は「できるものとする」なので出来る規定であるが、やらないかもしれないのか。出来る場合とはどんな時か。

A：新型コロナウイルスの関係で昨年度から全庁的に各委員会がこのような形で整えておこうとしているものである。出来る場合というのはケースバイケースで、対面での協議が基本ではあるが報告事項で終始するような委員会ならば適用していくものである。従ってどういう場合なら書面表決にするかという事を明確にしたものではない。

Q：今回の指定管理者審査委員会では適用出来なかったのか。

A：出来ない事はないが、今回も指定管理者や事務局が補足の説明をした上で審査会に承認をもらっている事を考えると、書面表決ではなく対面での審議が適当であったと考えている。

<採 決>

豊明市老人福祉センター指定管理者審査委員会書面会議実施要領案については、一同異議なしという事で承認される。